

別記様式第6号

飲料用自動販売機設置管理契約書

千葉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が行政財産使用許可を受けて設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び台数）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。設置する自販機は、千葉県立佐原病院飲料用自動販売機設置事業者募集要項（以下「要項」という。）
6 設置条件（1）に規定するものとする。

所在地	施設名称	設置場所	設置台数	備考
香取市佐原イ2285	千葉県立佐原病院	○階	○台	

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

（納付金）

第3条 納付金の額は、円（うち消費税及び地方消費税額円）とする。

（納付金の納入方法等）

第4条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 甲は、第15条又は第16条第1項若しくは第2項の規定により本契約を解除した場合は、既納の納付金を乙に返還しないものとする。ただし、第16条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金として円をこの契約締結と同時に納入するものとする。ただし、本契約が前年度からの更新契約に該当する場合であって、甲が更新前の契約に基づく契約保証金を本契約の契約保証金として充当するときは、この限りではない。

2 甲は、本契約期間満了後、前項の契約保証金を、乙に返還する。ただし、返還する契約保証金には利子を附さないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本契約を次年度においても更新する場合、甲は、第1項の契約保証金を次年度の更新契約における契約保証金として充当するため、乙に返還しないことができる。

4 第1項の契約保証金は、第18条に定める違約金の予定又は一部と解釈しないものとする。

(契約保証金の処分)

第6条 第15条又は第16条第1項若しくは第2項の規定により本契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、第16条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

(設置費用等)

第7条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気料金は乙の負担とする。

(設置費用等の納入方法)

第8条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに自販機設置に係る電気料金を納入するものとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、第3条及び第7条の規定による納付金等を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該金額に、この契約の締結日における千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲の発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(維持管理)

第10条 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、乙の責任において適切に行うものとする。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うものとする。

3 自販機の故障、苦情等については、乙の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記するものとする。

(協力関係)

第11条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売品)

第12条 販売品は、要項19 販売品の条件（1）の種類とし缶、瓶、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水や牛乳など多品種、多品目により構成するよう努めるものとする。

2 販売品構成について、乙は甲の承認を受けなければならない。

(販売価格)

第13条 販売価格について、乙は応募申込書に添付した販売品目一覧表記載の額とすることとし、変更する場合は甲の承認を得なければならない。

(賠償責任)

第14条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

(催告による解除)

第15条 乙が第3条及び第7条の規定による納付金等の納入義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

2 前項に定めるほか、乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をしないで、本契約を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可の全部を取り消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- (5) 本契約の期限内に債務の全部の履行をする見込みがないとき。
- (6) 本契約の期限内に債務の一部しか履行をする見込みがなく、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があったとき。
- (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
- (9) 乙に社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (10) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に対する催告をしないで、本契約の一部を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可の一部を取り消されたとき。
- (2) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 本契約の期限内に債務の一部しか履行をする見込みがないとき。

3 前条又は前各項の規定により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第17条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除による違約金)

第18条 乙は、第15条又は第16条第1項若しくは第2項の規定により本契約を解除されたときは、第3条の規定による納付金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。ただし、本契約の解除が契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第19条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(必要な報告)

第20条 乙は、各自販機に関し、販売品目ごとの毎月の売上本数及び売上金額を翌月の20日までに甲に対し、書面で報告するものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において自販機の設置場所を原状に回復して、甲に返還するものとする。ただし、甲が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(協議事項)

第22条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議して、これを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県香取市佐原イ2285
千葉県
千葉県立佐原病院長 露口 利夫

乙 住所

氏名（名称）

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（2）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帶して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（1）から（4）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

- 2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。
- 5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

個人情報等取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報等の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行う。

第2 事務従事者への周知及び監督

(事務従事者への監督)

1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

(事務従事者への周知)

2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならないこと

(2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報等を不当な目的に使用してはならないこと

第3 個人情報等の取扱い

(収集の制限)

1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報等を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

(秘密の保持)

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じる。

(持ち出しの制限)

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報等が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の制限)

- 5** 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報等をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。
(複写又は複製の制限)
- 6** 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第8 甲の調査、指示等

(調査、指示等)

- 1** 甲は、乙がこの契約により行う個人情報等の取扱状況を隨時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。
(公表)
- 2** 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報等を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報等の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる

きる。

第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき